

警備業に係る郵送による申請の手続きについて

警備業に係る手続きのうち、下記の手続きについては、郵送による手続き（書類の受付等）にも対応することとしました。

（対象手続き）

合格証明書書の書換え申請手続き（書換え後の合格証明書の交付を含む。）

（郵送による手続きを行うことができる方）

○ 群馬県公安委員会が交付した合格証明書を所有している方

※ 群馬県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した合格証明書の書換え申請はできません。

○ 書換えを受けようとする合格証明書（原本）を提出できる方

○ 群馬県収入証紙を用意できる方（現金での手数料納付（取扱い）はできません。）

○ 郵送に係る料金を全額自己負担できる方

※ 郵送による手続きを希望される方は、下記の「申請の方法」、「注意事項」をよく確認してください。

1 申請の方法

（申請書、添付書類等の用意）

○ 合格証明書書換え申請書に必要事項を記載してください。

申請書の様式は、県警ホームページの「手続き・申請」→「警備業関係」→「各種申請・届出様式一覧（Word ファイル）」からダウンロードできます。

※ 記載例を参照して、記載漏れや誤記載がないようにしてください。

※ 書換えを受けようとする合格証明書1通につき、申請書1通が必要となります。

○ 下記の添付書類等を用意してください。

・ 書換えを受けようとする合格証明書の原本

・ 住民票の写し（本籍が記載されたものに限る。）

※ 市町村役場で交付を受けた原本を添付してください。

※ 同時に複数の合格証明書の書換え申請を行う場合は、原本1通と必要数の複写を添付してください。（同一警察署に提出する場合に限る。）

・ 写真1枚（6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。）

・ 2,200円分の群馬県収入証紙（申請書1通につき2,200円分の証紙が必要となります。）

※ 収入印紙、群馬県以外の都道府県の収入証紙、現金での手数料納付はできません。

（申請書等の郵送）

○ 必要事項を記載した「合格証明書書換え申請書」及び上記の添付書類等（合格証明書の原本、住民票の写し、写真、群馬県収入証紙）を封筒に入れ、簡易書留郵便等で、書換えを受けようとする合格証明書の交付申請をした警察署生活安全課（警備業担当）宛に郵送してください。

- ※ 申請書等を受理できるのは、「書換えを受けようとする合格証明書の交付申請をした警察署」のみとなります。
- ※ 複数の合格証明書を所有している方で、当該合格証明書の交付申請をした警察署が異なる場合には、それぞれの警察署に申請書等を送付してください。
(この場合、「住民票の写し」は、それぞれ原本の添付を要します。)
- ※ 写真、群馬県収入証紙については、紛失防止のため、申請書にクリップで留める、チャック付の小袋に入れる等の措置をお願いします。
- 書換え後の合格証明書について、郵送での受取りを希望する方は、
 - ・ 返信用封筒
(長型3号(縦23.5cm×横12cm)若しくは長型40号(縦20.5cm×横9cm)のもの)
に申請者本人の住所、氏名、郵便番号を記入し、簡易書留での郵送に必要な額面の切手(404円分)を貼付したものを同封してください。
- ※ 申請者本人の住所以外への郵送はいたしません。

2 注意事項

- 合格証明書(原本)の提出について
手続きに当たっては、必ず書換えを受けようとする合格証明書(原本)を申請書等とともに郵送してください。
なお、申請手続き中は合格証明書を携帯することができませんので、当該合格証明書の携帯が必要な業務に従事する場合、携帯義務を履行できないことに留意してください。
- 郵送に係る費用について
郵送に必要な費用は、全て申請者の負担となります。
- 郵送の種別について
申請書等については、普通郵便での郵送でも受け付けますが、警察署への到達に関して後日の紛議を避けるため、可能な限り、郵便追跡システムを利用できる簡易書留郵便等での郵送をお願いします。
ただし、書換え後の合格証明書の郵送を希望する場合は、簡易書留での郵送のみの対応としますので、簡易書留での郵送に必要な額面の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封し、申請書等とともに郵送してください。
※ 返信用封筒が同封されていない場合や切手の額面が不足している場合、合格証明書は警察署での交付となります。
- 申請書等に不備が認められた場合
申請書等に不備が認められた場合には、申請者本人にご連絡をすることがありますので、申請書には日中連絡可能な電話番号を必ず記載してください。
また、申請書や添付書類の再提出(再郵送)、警察署又は警察本部での訂正等を求める場合がありますので、ご理解ください。
- 本件に関する問い合わせ
申請書等の郵送先(提出先)がわからない、申請書の記載要領がわからない等、ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。
 - ・ 群馬県警察本部生活安全企画課 許可等第一係
027-243-0110(内線3043)